

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第107号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年7月19日 09時30分ごろ	
発生場所	関門港響新港区 福岡県北九州市所在の響新港東1号防波堤西灯台から真方位169° 2,110m付近 (概位 北緯33° 56.1′ 東経130° 46.8′)	
事故等調査の経過	平成23年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	引船 <sup>かいせい</sup> 海星101号、199.66トン 船船番号、船舶所有者等 117558、有限会社海星マリン	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約2.2m、船尾約3.6mの喫水で関門港響新港区響泊地から響灘水路に向けて航行中、平成23年7月19日09時30分ごろ響灘水路入口の浅所に乗り揚げた。 船長は、浅所の存在を知らなかった。 本船は、船体に振動が感じられたものの、機関等に異常がなかったため、通常の航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、響泊地から響灘水路に向けて航行中、船長が響灘水路入口の浅所の存在を知らなかったことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、響泊地から響灘水路に向けて航行中、船長が響灘水路入口の浅所の存在を知らなかったため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	